

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和5年1月2日 12時15分ごろ
発生場所	千葉県館山市沖ノ島北西方沖 館山港防波堤灯台から真方位289°2.1海里付近 (概位 北緯35°00.0 東経139°48.4)
事故の概要	ミニボート(船名なし)は、漂泊中、転覆した。
事故調査の経過	令和5年3月22日、主管調査官(横浜事務所)を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート (船名なし) 総トン数なし(全長約3.0m)
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし 同乗者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約2.0m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約10
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、沖ノ島北西方沖において漂泊し、操縦者が船尾中央部で椅子(座面までの高さ約50cm)に座り船尾方を向いて釣りの準備を始め、同乗者が船首部からシーアンカーを海中に投入したところ、船首部のけん引用パイプ(以下「本件パイプ」という。)の左舷側にシーアンカーのパラシュート部が引っ掛かった。</p> <p>本船は、同乗者が本件パイプに引っ掛かったパラシュート部を取り外そうと中腰の体勢で手を伸ばしたところ、左舷側に傾斜して一気に転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、転覆した本船の船底につかまり、操縦者が携帯電話で118番通報を行い、約30分後、来援した海上保安庁の巡視艇にいずれも救助され、本船は、巡視艇の甲板上に揚収されて館山港で陸揚げされた。</p> <p>同乗者は、中腰の体勢にならなければ左舷側に重心が偏って転覆することはなかったと本事故後に思った。</p> <p>操縦者及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、漂泊中、操縦者が座面の高さ約50cmの椅子に座って重心が高くなっていた状況下、同乗者が本件パイプに引っ掛かったパラシュートを取り外そうと中腰の体勢で手を伸ばした際、身体が左舷側に移動したことから、船体の重心が左舷側に偏り、左舷側に傾斜して転

	覆したものと考えられる。
原因	<p>本事故は、本船が、漂泊中、操縦者が座面の高さ約50cmの椅子に座って重心が高くなっていた状況下、同乗者が本件パイプに引っ掛かったパラシュートを取り外そうと中腰の体勢で手を伸ばした際、身体が左舷側に移動したため、船体の重心が左舷側に偏り、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートの乗船者は、船体の幅が狭く傾きやすいので、片舷に重量が偏らないよう注意すること。 ・ミニボートの乗船者は、椅子に座る等した場合、重心が上昇して傾きやすくなるので、船体に直接座る等体勢を低くすること。